

改定前後の港湾施設使用料

1 通常使用の使用料

区分			改正後の使用料	現行使用料	
係留施設	岸壁及び付属施設	岸壁 可動橋	略	略	
	物揚場				
	小型船係留施設				
	係船くい				
	浮棧橋				
臨港交通施設	鉄道	一般使用 (1) 鉄道貨物積算トン数 1トンまでごとに 1月8万トン以下のとき 1月8万トンを超えるとき (2) 市が管理する臨港鉄道以外の鉄道で動力車を使用した場合 動力車作業キロ程100メートルまでごとに 1往復につき	115円 110円 318円 以内	113円 108円 313円 以内	
荷さばき施設	軌道走行式荷役機械		一般使用 軌道走行式橋型荷役機械(ガントリー・クレーン) 1台1時間までごとに	76,000円	74,700円
	荷さばき地及び付属施設	荷さばき地	1 一般使用 (1) 一般埠頭 1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日まで 1級地 2級地 許可の日から起算して16日以後 1級地 2級地 (2) 重量物埠頭 1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日まで 許可の日から起算して16日以後	7円 66銭 5円 1銭 11円 51銭 7円 56銭	7円 53銭 4円 92銭 11円 31銭 7円 43銭
			2 選定事業に係る専用使用	現在適用がないため記載を省略します。	
		コンテナ水洗場	一般使用 1個ごとに 長さが20フィート以下のもの 長さが20フィートを超えるもの	232円 347円	228円 341円
		冷凍コンセント	一般使用 1箇所1時間までごとに	382円	376円
	計量機	一般使用 1回につき	468円	460円	
上屋及び付属施設	上屋	1 一般使用 1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日まで 特級上屋 1級上屋 2級上屋 許可の日から起算して16日以後31日まで 特級上屋 1級上屋 2級上屋 許可の日から起算して32日以後 特級上屋 1級上屋 2級上屋	14円 94銭 12円 80銭 10円 67銭 29円 89銭 25円 61銭 21円 34銭 59円 79銭 51円 25銭 42円 70銭	14円 67銭 12円 57銭 10円 48銭 29円 35銭 25円 15銭 20円 96銭 58円 71銭 50円 32銭 41円 93銭	
		2 専用使用 1月1平方メートルまでごとに 1級上屋 2級上屋	606円 515円	595円 506円	

	くん蒸上屋	一般使用 1 くん蒸庫 (1) コンテナに内容物を入れたままくん蒸する場合 コンテナ1個1時間までごとに 長さが20フィート以下のもの 長さが20フィートを超えるもの (2) コンテナから内容物を出してくん蒸する場合 1時間24立方メートルまでごとに 2 種子ボックス 1時間までごとに 3 くん蒸設備 (1) くん蒸庫を使用する場合 ア コンテナに内容物を入れたままくん蒸するとき コンテナ1個1回につき 長さが20フィート以下のもの 長さが20フィートを超えるもの イ コンテナから内容物を出してくん蒸するとき 1回24立方メートルまでごとに (2) 種子ボックスを使用する場合 1回につき	2,080円 4,180円 2,080円 34円 56銭 39,700円 79,500円 39,700円 39,700円	2,050円 4,110円 2,050円 33円 94銭 39,000円 78,100円 39,000円 39,000円
	動力用コンセント	一般使用 1箇所1時間までごとに	372円	366円
保管施設	野積場	1 一般使用 1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日まで 1級地 2級地 許可の日から起算して16日以後 1級地 2級地 2 専用使用 1月1平方メートルまでごとに 1級地 2級地	7円 66銭 5円 1銭 11円 51銭 7円 56銭 135円 122円	7円 53銭 4円 92銭 11円 31銭 7円 43銭 133円 120円
	水面貯木場	改定の対象外です	略	略
船舶役務用施設	船舶給水施設	専用使用 給水1立方メートルまでごとに	8円 86銭	8円 70銭
	船舶保管施設及び付属施設	船舶保管施設 専用使用 1月1平方メートルまでごとに 1級地 2級地	135円 122円	133円 120円
	揚降施設	専用使用 1月につき	204,500円	200,800円
港湾管理施設	港湾管理事務所	専用使用 1月1平方メートルまでごとに 特級事務所 1級事務所 2級事務所	1,880円 970円 555円	1,850円 953円 545円
移動式施設	移動式荷役機械	一般使用 移動式橋型荷役機械(トランスファー・クレーン) 1台1時間までごとに	8,050円	7,910円

備考 浮棧橋(市長が指定するものに限る。)、鉄道、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び付属施設、上屋及び付属施設、野積場、船舶給水施設、船舶保管施設及び付属施設、港湾管理事務所並びに移動式荷役機械の使用料には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

2 目的外使用の使用料

区分		改正後の使用料	現行使用料
建物である港湾施設	1日1平方メートルまでごとに	28円 72銭	28円 20銭
土地である港湾施設	1日1平方メートルまでごとに	略	略
	ただし、使用の期間が1月に満たないときは、 1日1平方メートルまでごとに	15円 7銭	14円 79銭
建物及び土地以外の港湾施設	1日1平方メートルまでごとに	15円 7銭	14円 79銭

3 占用の使用料

区分		改正後の使用料		現行使用料	
		使用の期間が 1月以上のとき	使用の期間が 1月に満たないとき	使用の期間が 1月以上のとき	使用の期間が 1月に満たないとき
電柱等	(1) 電柱又は支柱(支線を含む。) 1本につき	略	使用期間につき 160円	略	使用期間につき 157円
	(2) 街灯(前号に掲げるものを除く。) 1本につき		57円 20銭		56円 16銭
	(3) その他の柱類 1本につき		228円		224円
諸管埋架設物	(1) 外径が0.4メートル以下のもの 1メートルまでごとに		23円 10銭		22円 68銭
	(2) 外径が0.4メートルを超え、1メートル以下のもの 1メートルまでごとに		45円 10銭		44円 28銭
	(3) 外径が1メートルを超えるもの 1メートルまでごとに		91円 30銭		89円 64銭
上空占有物	1平方メートルまでごとに		125円		123円
送電用塔	1平方メートルまでごとに		125円		123円
鉄道軌道敷 (道路と併用された場合に限る。)	1平方メートルまでごとに		125円		123円
広告塔(ネオンを含む。)	1平方メートルまでごとに	502円	493円		
広告板	1平方メートルまでごとに	455円	447円		
板囲、足場若しくは材料置場 又はこれらに類するもの	1平方メートルまでごとに	1日につき 40円 70銭	1日につき 39円 96銭		
その他の工作物	(1) 上屋の屋上部分の占有 1平方メートルまでごとに	使用期間につき 178円	使用期間につき 174円		
	(2) 市長の指定する施設にかかる占有(駐車場の用途に限る。)	1月につき 205円	205円	201円	
	(3) 前2号に掲げる占有以外の占有 1平方メートルまでごとに	略	205円	略	

※網掛け箇所は改定の対象外です。